

出水市病院事業公告第5号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和8年5月11日

出水市病院事業管理者 鮫 島 幸 二

業務発注部署	出水総合医療センター事務部総務課財政係
件名	床頭台等設置及び入院パック運営管理業務
業務概要	<p>1 概要 出水総合医療センター（以下、当院という。）において入院患者等に適切な療養環境を提供することを目的として、当院の床頭台等設置及び入院パック運営管理業務事業者を公募により選定する。</p> <p>2 業務名 床頭台等設置及び入院パック運営管理業務</p> <p>3 設置場所 鹿児島県出水市明神町520番地 出水総合医療センター</p> <p>4 業務内容 別紙「床等台等設置及び入院パック運営管理業務仕様書」のとおり</p> <p>5 使用許可期間 令和8年10月1日から令和15年9月30日まで（7年間）</p> <p>6 使用料 売上金額に一定の料率を乗じて得た金額を納付すること。</p>
担当部署	<p>〒899-0131 鹿児島県出水市明神町520番地 出水総合医療センター 事務部総務課財政係 電 話 0996-67-1611 FAX 0996-67-1661 メールアドレス zaimu@hospital-city.izumi.kagoshima.jp</p>
参加資格	<p>次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>2 公告日現在において、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成20年出水市告示第69号）第4条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。</p> <p>3 公告日から契約締結日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年出水市告示第70号）第3条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>4 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。</p> <p>5 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手</p>

	<p>続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始若しくは、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。</p> <p>6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。</p> <p>7 国税、地方税の滞納がないこと。</p> <p>8 九州県内に本社、支店又は営業所等を有すること。</p> <p>9 当院と同等規模の病院において、床頭台等設置又は入院パック運営管理を過去5年以内に3年以上継続運営した実績を有すること。</p>
実施要領等の 交付期間、 場所及び方法	<p>1 交付期間 公告日から令和8年6月11日（木）午後5時15分まで</p> <p>2 交付場所及び方法 出水総合医療センターホームページからダウンロード</p>
参加申込書、 提案書等の 提出期限、 場所及び方法	<p>1 提出期限 参加表明書 令和8年5月29日（金）午後5時15分 企画提案書等 令和8年6月11日（木）午後5時15分</p> <p>2 提出場所及び方法 (1) 担当部署に同じ (2) 持参又は郵送（簡易書留に限る。） ただし、郵送の場合は提出期限までに担当部署へ必着のこと。</p>
その他	<p>1 提案書等の取扱い (1) 提出された書類は、返却しない。 (2) 提出された書類等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがある。 (3) 提出された書類は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。</p> <p>2 失格 参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。 (1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されているとき。 (2) 審査の公平性を害する行為を行ったとき。 (3) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。</p> <p>3 その他 (1) このプロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。 (2) 提出期限の経過後は、書類の提出、再提出及び差替えを認めない。 (3) 提出された書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、当院がこのプロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。 (4) 提出された書類は、出水市情報公開条例（平成18年出水市条例第16号）の規定に基づく公文書の開示請求の対象になる。</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>(5) 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負わない。</p> <p>(6) 詳細は「床頭台等設置及び入院パック運営管理業務事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」による。</p> |
|--|--|